

世田谷区立桜木中学校PTA会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は桜木中学校PTAと称し、会員は同校に在籍する生徒の保護者と教職員をもって組織する。
- 第2条 本会の事務所を同校内におく。

第2章 目 的

- 第3条 本会は会員が相互に力を合わせて生徒の福祉を増進し、学校・家庭・社会における教育効果の向上に協力すると共に、会員相互の教養を高める事を目的とする。
- 第4条 本会は営利的、宗教的または政治的性格を持たない団体として活動する。
- 第5条 本会は学校の方針に協力し、干渉しない。
- 第6条 本会は他校のPTAおよび連合PTAに協力する。

第3章 事 業

- 第7条 本会は第3条の目的を達するために次の事業を行う。
- 1 会員相互の教養を高めるための研究会、講演会およびPTA図書館活動。
 - 2 会員相互の意思交流やPTA活動の広報のための会報発行。
 - 3 生徒の福祉厚生および会員相互の親睦活動。
 - 4 その他本会の目的達成上必要な活動。

第4章 会 計

- 第8条 本会の経費は会費、寄附金およびその他の収入をもってあてる。
会費は月額200円（年間2、400円）
- 第9条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 役員・会計監査・委員

- 第10条 本会には次の役員および会計監査をおく。
- | | |
|--------|---------------|
| 1 会 長 | 1名（保護者1） |
| 1 副会長 | 3名（保護者2 教職員1） |
| 1 書 記 | 3名（保護者2 教職員1） |
| 1 会 計 | 3名（保護者2 教職員1） |
| 1 会計監査 | 2名（保護者2） |
- 第11条 役員および会計監査の選出方法は別に定め、総会に報告する。
役員および会計監査の任期は4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第12条 役員および会計監査の任務
- 1 会長は本会を代表し、会務を統理する。
 - 1 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
 - 1 書記は記録の作成その他の庶務を掌る。
 - 1 会計は会計事務を処理し、財産の保管を掌る。
 - 1 会計監査は年度の会計を監査し、総会に報告する。

- 第13条 本会には次の委員会をおく。
学年委員会、専門委員会（文化厚生・広報・校外）
前項の外に必要な応じて特別委員若干名をおくことができる。
- 第14条 各委員会の委員は各学級PTA集会において選出し、会長がこれを委嘱する。
- 第15条 委員は学年委員会と専門委員会に所属し、委員会の業務を推進する。
- 第16条 役員、会計監査、委員の任期は1年間とし、再任を妨げない。
- 第17条 保護者の役員と会計監査および委員は兼任を認めない。（特別委員は除く）

第6章 会 議

- 第18条 総 会
総会は定期総会および臨時総会とする。
定期総会は毎年度始めに開き、予算、決算、会則の改正その他重要事項を審議承認する。
臨時総会は会長が必要と認めたとき、および会員の3分の1以上の要求があったときに招集する。
総会は委任状を含めた会員の過半数をもって成立する。
総会の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
特別な事由により、総会の開催が困難な場合は、運営委員会の判断により、総会議案の議決を会員の書面等による決議に代えることができるものとする。
- 第19条 学級PTA集会・学年委員会
1 学級PTA集会は、各学級の委員が中心となって運営する。
1 学年委員会は学年委員で構成し、学年・学級PTAの連携を保ちつつ、生徒の教育向上のために必要な協議を行う。本委員会は各学年別の委員会であり、学年別に委員長1名（保護者）副委員長2名（保護者1教職員1）をおく。
- 第20条 専門委員会
PTAの事業活動を推進するため文化厚生・広報・校外の各専門委員会をおく。
専門委員会には委員長1名（保護者）副委員長2名（保護者1教職員1）をおく。
- 第21条 運営委員会
本委員会は役員および各学年委員長、副委員長と各専門委員会の委員長、副委員長をもって構成し、総会につぐ審議機関として予算・年間活動計画等重要議題の原案を審議し、また、本会の運営上必要事項の協議を行う。
- 第22条 役員会
役員をもって構成し、総会・運営委員会等の審議事項の実施ならびに会の統括を行う。

第7章 補 則

- 第23条 本会の会則は総会の承認を経て改正することができる。
- 第24条 会長はこの会則を施行するために必要な細則を定めることができる。

本会則は昭和46年4月改正実施

昭和52年3月・昭和57年4月・昭和58年4月・昭和63年4月・平成6年4月・
平成12年5月・平成14年5月・平成23年4月・令和2年6月・令和3年5月・
令和4年5月一部改正実施

本会の設立は昭和22年4月1日である。

役員および会計監査選考に関する規定

1. 本会はPTA会則第11条により選考委員会（昭和45年12月3日承認）を設け、役員および会計監査を選出する。
2. 本委員会は役員から1名、各学級から1名の保護者代表および若干名の教職員代表をもって構成する。
3. 本委員会は互選により、委員長1名、副委員長2名（内教職員1名）を選び運営する。
4. 本委員会の任期は選考開始時から選考終了時までとする。
5. 候補者の選考は、会員からの推薦を受け、その推薦順位を尊重して行う。
6. 5項で選出された候補者は、運営委員会の承認を得た後、全会員に告知し、承認を得、役員および会計監査として決定する。
7. 会則にある教職員からの役員は、学校側で決める。
8. 年度途中で、役員および会計監査の辞任があった場合は、5項において選ばれた候補者の中から運営委員会で選出する。

(付記)

- ◎選考委員会は非公開とする。
- ◎選考委員が上位推薦候補者に決定した場合は、選考委員を他と交代する。
- ◎本規定は昭和46年度の役員および会計監査選考時から施行する。

平成12年5月・平成15年5月・平成20年5月 一部改正実施

慶弔規定

本会は規定に基づいて会員の慶弔の意を表す。

保護者会員	死亡	10000円
生徒	死亡	10000円
教職員本人	死亡	10000円
教職員配偶者	死亡	5000円
教職員一親等	死亡	5000円
教職員	結婚	5000円
教職員	出産	5000円
教職員	病気	3000円

◎特別な場合は、この規定にかかわらず役員会の協議により、別途考慮することができる。